最高人民検察院、公安部による 営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する決定

『営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する決定』の 印刷配布に関する通知

各省・自治区・直轄市の人民検察院、公安庁(局)、解放軍軍事検察院、新疆生産建設 兵団の人民検察院、公安局へ

「最高人民検察院、公安部による営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する決定」を印刷配布するので、これに従って実行してください。各地は、実行過程において発生した問題について、速やかに最高人民法院及び公安部に指示を仰ぎ、報告してださい。

最高人民検察院 公安部 2020 年 9 月 17 日

最高人民検察院、公安部による 営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する決定

法に基づいて営業秘密侵害犯罪を処罰し、知的財産権の刑事・司法による保護を強化し、社会主義市場経済の秩序を維持するため、「最高人民検察院、公安部による公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」第七十三条の営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準を次のように修正した。

【営業秘密侵害事件(刑法第二百十九条)】

営業秘密を侵害し、かつ次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・ 訴追しなければならない。

- (一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が30万元以上であった場合
- (二) 営業秘密の侵害による違法所得額が30万元以上であった場合
- (三)営業秘密の権利者に直接的に重大な経営難をもたらし、それにより破産、倒産 が生じた場合
 - (四) 営業秘密の権利者に重大な損失をもたらしたその他の状況が存在する場合 前項に定める損失額又は違法所得額は、以下の方式に従って認定することができる。
- (一) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、その開示、使用又は他人への使用 許諾を行っていない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づいて確定 することができる。
- (二) 不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。ただし、当該損失額が営業秘密の合理的な使用許諾料より低い場合、合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。
- (三)取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反し、自分が把握している営業秘密を開示、使用し又は他人にその使用を許諾した場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。
- (四)営業秘密が不正手段により取得されたものであるか又は取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用、使用の許諾を行われたものであることを明らかに知りながらも、それを取得、使用又は開示した場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。
- (五)営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られたか又は滅失した場合、 損失額は当該営業秘密の商業的価値に基づいて確定することができる。営業秘密の商業 的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益に基づいて 総合的に確定することができる。

(六)営業秘密を開示し又は他人にその使用を許諾することにより取得した財物又は その他の財産上の利益については、違法所得と認定しなければならない。

前項第二号、第三号、第四号に規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた 売上利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数に、 権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。販売量減 少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利 益を乗じることで確定することができる。権利者が権利を侵害されたことにより生じた 販売量減少の総数と一製品あたりの合理的な利益がいずれも確定できない場合、侵害製 品の販売量に侵害製品 1 個あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができ る。営業秘密がサービス等その他の経営活動に使用される場合、損失額は権利者が権利 を侵害されたことにより減少した合理的な利益に基づいて確定することができる。

営業秘密の権利者が事業運営、事業計画に与える損失を軽減するために、又はコンピュータ情報システムのセキュリティ、その他のシステムセキュリティを回復するために支出した救済費用は、営業秘密の権利者に与えた損失として計上しなければならない。

出所先:最高人民検察院ウェブサイト

https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202009/t20200918_480430.shtml#1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。